

国名	スイス
公的年金の体系	<p>被用者（公務員を含む）</p> <p>自営業者等</p> <p>個人年金</p> <p>強制企業年金 (同一雇用者から年収 CHF20,880 超の被用者)</p> <p>任意企業年金 (左記以外の者)</p> <p>基礎年金 (老齢年金, 障害年金, 遺族年金)</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金：◎国内居住者, ◎国外居住かつ国内就労者, △非EU加盟国に居住するスイス市民およびEU市民で5年以上スイスの強制保険に加入していた者 強制企業年金：◎被用者（同一雇用者から年収CHF21,150超の者）△CHF21,150以下の被用者, 自営業者
保険料率（2015年）	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者：老齢年金・遺族年金：4.2%, 障害年金：0.7%, 所得補償保険：0.25% 強制企業年金：年齢に応じ 7 – 18% 自営業者：収入により異なる。最高で老齢年金・遺族年金：7.8%, 障害年金：1.4%（年収CHF55,700超の場合） 使用者：老齢年金・遺族年金：4.2%, 障害年金：0.7%, 強制企業年金：少なくとも被用者と同等
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> 老齢年金：基礎年金・強制企業年金とも, 男65歳, 女64歳。 遺族年金：基礎年金・企業年金とも故人と5年以上婚姻関係にあった45歳以上の寡婦（夫）, 扶養児を持つ寡婦は45歳以下でも可。
基本受給額	基礎年金：掛け年数と平均生涯年収に基づいている。2段階の定額部分があり, 基礎年金の最低額は平均報酬の20%, 最高額は平均報酬の40%に相当する。（OECD調べ）
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> 老齢年金：基礎年金：年収CHF39,780以下=CHF9,810+年収×13/600, 年収CHF39,780超=CHF13,790+年収×8/600。 強制企業年金：個人口座の積立基金の男6.8%, 女6.8% 障害年金：基礎年金・強制企業年金：老齢年金と同じ。障害の程度に応じて減額 遺族年金：基礎年金：寡婦80%, 遺児40%, 孤児最大60%。強制企業年金：寡婦は60%, 遺児は20%
所得再分配	基礎年金において、保険料は定率である一方、給付において定額部分があるため、所得再分配がある。
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金：賦課方式&国庫負担&税方式（酒タバコ税, 付加価値税とカジノ課税の一部） 強制企業年金：積立方式
国庫負担	<ul style="list-style-type: none"> 連邦補助金により、老齢年金・遺族年金費用の19.55%, 障害年金費用の37.7%を負担。国は基礎年金の19.55%を負担。 付加価値税とカジノ課税の一部も含めた公的負担は全体の27.8%（上記の19.55%を含めて）
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> 老齢年金（基礎年金）：月額CHF1,175（満額の場合） 遺族年金（基礎年金）：月額CHF940（遺児はCHF470）
無年金者への措置	公的扶助による。
公的年金と私的年金	公的な基礎年金, 半公的な強制企業年金, 私的な個人年金で構成
国民への個人年金情報の提供	基礎年金については基礎年金基金に問い合わせて払い込まれた貯蓄額を知ることができる。定年数年前には年金額を計算してもらえる。企業年金（強制職域年金）では、毎年被用者に定年時の年金額（遺族年金額）を含めた詳細な証書が書面で送付される。個人年金は銀行や保険会社などが情報を提供し, 嘉勵される。

スイスの年金制度

ガナリン裕見子（スイス日本ライフスタイル研究会会員）

1. 制度の特色

スイスの年金制度は、『3本の柱』のコンセプトを原則とし、第一の柱は、国が管理する老齢・遺族基礎年金、障害年金、第二の柱は企業年金、第三の柱は個人貯蓄である。このコンセプトは1972年の国民投票によって可決され、連邦憲法によって保証されている。

(1) 第一の柱：老齢・遺族基礎年金AHV（独語）/AVS（仏語）、障害基礎年金IV（独語）/AI（仏語）

AHV/AVSは国（スイス連邦社会保険局）が管理する老齢・遺族年金、および障害年金である。スイスに住む外国人を含む全住民を対象としている。各自が掛け金を支払った年数と、その期間の平均年収で支給額が決まる。AHVの給付最高額で定年後の最低限の生活ができると保証すると唱えているが、実際にはAHVだけの年金額で生活することは難しい。足りないと判断されればAHV年金金庫から補助金がおりる。

(2) 第二の柱：企業年金（ пенションスカッセ）

第二の柱は企業年金と言われる老齢・遺族年金、障害年金である。私ども研究会では第二の柱の年金に対して企業年金という言葉を使っている。日本の企業年金とは概念上少し異なり、日本の厚生年金、共済年金に近い。第一の柱であるAHVが定年後の生活の最低限を保障するのに対し、企業年金は定年前の生活水準を維持することが目的である。第一と第二の柱を合わせた年金受給額は、定年直前の給料の約60%になることを目標としている。

(3) 第三の柱：任意の優遇貯蓄

個人がする任意の貯蓄で、毎年一定額までを銀行や保険会社の第三の柱の特別口座に貯蓄できる。老後の資金を目標とするために、国が税制上の優遇策を設けて奨励しているが、同時に制約もある。個人貯蓄とは言え、誰にでもこの貯蓄が認められるわけ

ではなく、第二の柱企業年金に加入していることが条件。AHV加入だけの場合や自営業者は貯蓄額が別に規定されている。

2. 沿革

1850年以前－慈善機関、相互援助や貧困援助機関などがスイスの社会保障の幕開けとなった。

1877年－工場労働者を保護する工場労働法が制定され、スイス初の社会保障の基準となる。

1889年－鉄道業および水運業において従業員の老齢年金開設の法律的な規定ができる。

1890年－国レベルでの社会保障の基礎が連邦法で制定される。

1902年－軍事年金の導入。

1918年－健康保険、事故保険が導入され、強制事故保険の基礎が築かれる。

1918年－工場労働法の施行により、工場労働者年金基金に関する最初の規定が設けられる。

1925年－連邦政府は、老齢・遺族年金を導入し、後日障害年金も導入することを委任される。

1936年－債務法の改定により、従業員の年金制度に対する法的な基盤が築かれる。

1947年－国民投票で大多数で可決された後、1948年に連邦老齢・遺族年金法が施行される。

1950年－失業保険が導入される。法制定は州の政治にまかされる。

1953年－農業従業者に対する家族手当が連邦法によって施行。

1959年－連邦障害年金法の施行。

1972年－連邦憲法で3本の柱の年金制度が制定される。企業年金が第二の柱としてこのコンセプトに融合され、AHVの補完として加入が義務となり、強制企業年金の導入の基盤となる。

1985年－連邦企業年金法BVG/LPP（企業年金の老齢・遺族年金、障害年金）が施行される。また、優遇貯蓄（第三の柱）を規定する条例ができる。

1995年－従業員が雇用主を変えた場合、企業年金に貯蓄された年金資金のうち雇用主の拠

出分も次の雇用主の年金基金にもつていいけるという法律が施行。同年に、自己利用住宅を購入する場合、企業年金の資金を用いることが認められる法律が施行。

1997年—AHVの第10回改正が行われ、年金の男女平等が認められ、これまでの夫婦年金から個人年金制度（スプリッティング）を実施。女性の定年が62歳から64歳に引き上げられる。

2000年—新連邦憲法が施行。3本の柱の年金制度は111条から113条において制定される。

2005年—企業年金の第一回改正が行われる。また、出産・育児期間の所得補償保険が導入される。

2006年—家族手当が立法化され、2009年には連邦法概則にて最低額が制定される。

3. 制度体系の概要

(1) 第一の柱: AHV（老齢・遺族基礎年金）とIV（障害基礎年金）

国が管理する年金制度。勤労者は18歳、学生、無職者は20歳から加入義務。定年（男性65歳、女性64歳）まで保険料を支払う。主婦（主夫）の場合、夫（妻）が最低掛け金の2倍以上を支払っていれば、自分で支払わなくても掛け金を支払っているとみなされる。加入者から徴収した掛け金を年金受給者への支払いに当てるという財政システム（賦課方式）。従業員の場合、雇用主と本人それぞれが給与の5.15%の掛け金を支払う。自由業者の場合は全額自己負担になるが、収入によって掛け金率が異なる。

(2) 第二の柱（企業年金）

企業年金法BVGが定める企業年金。管理運営は企業年金基金が行う。18歳以上の年収21,150フラン（数字2015年）以上の従業員は企業年金加入義務。雇用主が認めればそれ以下の収入でも加入可。自営業者も任意で特定の企業年金基金に加入できる。18歳から24歳までは死亡・障害のリスクに対してのみ補償、25歳から老齢年金への貯蓄が始まる。

(3) 第三の柱（任意の個人貯蓄）

企業年金に加入している従業員は、毎年決まった

額までを銀行の特別口座（第三の柱3a口座）に払い込める。企業年金に加入していない従業員や自営業者は年収の20%まで払い込める。3a口座に払い込んだ額は課税所得から控除でき節税できる。老後の資金を目標としているため、認められた理由以外は口座から引き出せるのは定年年齢の5年前からである。利子が一般貯蓄より高く設定されている。

4. 給付算定方式、スライド方式

(1) 第一の柱 AHVの給付額の計算

掛け金を支払った年数と平均年収で支給額が決まる。最高加入年数は44年。44年間の収入を合計し、再評価指数（給与や物価変動を考慮）を掛け、44で割った数が平均年収。加入年数ごとに支給額の表ができている。44年の場合、2015年度の個人の最高AHV年金額（月額）は2,350スイスフラン、最低額は1,175スイスフラン、夫婦の月額最高額は3,525スイスフラン（満期額）である。

(2) 第二の柱 企業年金の給付額の計算

算定方式は確定拠出方式と確定給付方式との2通りある。確定拠出方式はそれまで実際に支払ってきた掛け金の総額（貯蓄額）に、例えば2015年は1.75%、2016年度から1.25%の利子を加算した金額が基準になる。年金額は定年までの最終貯蓄額に年金転換算定率（現在6.8%）をかけて算出する。一方、確定給付方式は定年前の最終給与額を基準に、保険対象給与額の例ええば60%の額を年金として受け取ることができる。掛け金はこの年金額が支払われる大きさの貯蓄資金額から逆算される。このため給与が上がれば、そのたびに掛け金を増やし補充しなければならない。最近ではほとんどの年金基金が、確定拠出方式の算定方式を採用している。

(3) 第三の柱 任意の優遇貯蓄

算定方式はない。定年までに蓄えた資金を定年時に引き出せる。この時、一般の所得税より優遇された所得税を支払う。

スライド方式

AHVの年金額は物価の上昇などに合わせて数年おきに調整される。

5. 負担, 財源

(1) 第一の柱 老齢・遺族年金(AHV), 障害年金(IV)

従業員の場合, 雇用主と本人それぞれが給与の5.15%の掛け金を支払う。自由業者の場合は全額自己負担になるが, 収入によって掛け金率が異なる。

(2) 第二の柱 企業年金

掛け金率は年齢によって異なる(以下の表参照)。一般に従業員と雇用主が折半で拠出。

《年齢別による企業年金掛け金率》

年齢(男性, 女性)	保険対象給与に対する掛け金率	従業員が支払う掛け金率
25-34	7%	3.5%
35-44	10%	5%
45-54	15%	7.5%
55-65 (女性64)	18%	9%

(3) 第三の柱 3a口座への優遇貯蓄

企業年金に加入している従業員は, 2016年現在最高額6,768フランまでを第三の柱口座(3a口座)に払い込める。企業年金に加入していない従業員や自営業者は年収の20%まで, 但し最高額33,840フランまで払い込める。

6. 財政方式, 積立金の管理運用

第一の柱の財源は, 掛け金からの収入が75%, 酒タバコ税から出る国の負担が25%, そして付加価値税, カジノ税などの公の負担が5%。加入者が支払った保険料で定年者の年金を支払う仕組み(賦課方式)。資金の運用は市場で運用されるが, 安全性が第一で, 株式市場に投資する割合は企業年金の割合に比べて少ない。

第二の柱企業年金の財源も基本的に保険料でまかなく。その運営はそれぞれの企業年金基金で自由に決定できる。株式市場に投資する資金の割合は, 連邦社会保険局の定める条例に従うが, 時によっては50%におよぶ場合もある。

7. 制度の企画, 運営体制

(1) 第一の柱 老齢・遺族年金(AHV), 障害年金(IV)

国, 厳密にはスイス連邦社会保険局が管理する年

金。AHV年金局は全国で100ほどあり, 連邦政府や州, 各種の産業連盟によって運営されている。雇用主は自己の拠出金と従業員の掛け金を合わせてその会社の属する年金基金に払い込む。自営業者にも州が監督する独自の年金基金がある。

(2) 第二の柱 企業年金

スイスには企業年金基金は全国で多数あり, 2013年現在では2500余りある。連邦社会保険局が企業年金の全体的な指導・監督をしているが, それぞれの年金基金が独自に運営している。年金基金は企業年金法BVGの定める最低限の給付を提供しなければならないが, ほとんどの年金基金が最低限以上の補償をしているのが普通である。

(3) 第三の柱 個人の任意優遇貯蓄

銀行での優遇貯蓄には2種類ある。一つは法律で定められた利子がつく積み立て預金。もう一つは預金額の一部を有価証券などへ投資する運用型口座。後者の場合, 一定の利子はつかない。銀行のほかに保険会社で第三の柱の証書を作ることもできる。この場合預金額は生命保険を含んだ投資商品に運用される。一番一般的なのは銀行の第三口座での普通預金。運営はそれぞれ銀行, 保険会社が行う。

8. 最近の議論や検討の動向, 課題

(今後の見通し, 評価を含む)

ヨーロッパを長く緊迫させてきた金融・債務危機は緩和され, ギリシャでさえも今すぐ破綻という危険性もなくなってきた。あるいはヨーロッパ各国の財政状態が回復して, ギリシャが破産して欧州連合から離脱するような事態になっても, 他の国はあまり影響を受けないという確信が出てきたせいで, 最近では危機感は薄れつつある。しかし欧州の債券市場は低迷し続け, それに伴って年金基金の投資環境は著しく悪化している。欧州の金融危機以来スイスフランは高騰し続けており, スイス中央銀行は外国人投資家や投資機関がスイスフランに投機するのを避けるため, 2015年より中央銀行に預ける預金にマイナス金利を課すようになった。国民基礎年金基金(AHV/AVS)の資金の一部もこれに含まれる。また中央銀行のマイナス金利に伴い, 一般の銀行も

多額の預金者に対してマイナスの利子を課すようになり、年金基金の膨大な資金もこれに含まれることになった。これらの厳しい環境から、第二の柱である企業年金基金に貯蓄されている資金に対する年利率は2016年から、これまでの1.75%から1.25%に引き下げられることになった。

現在の年金制度のままでは将来の資金不足は明瞭である。そのため政府は『年金2020年』として大幅な年金制度改革を導入する計画である。今から様々な改正事項が検討されているが、現時点で確実視されていることは、婦人の定年年齢を現行の64歳から65歳に引き上げることである。また企業年金の受給額を計算する年金算定率を現行の6.8%から6%にまで下げる方針である。さらに現在では退職者が定年時に本人が貯蓄してきた企業年金資金を希望すれば全額払い戻してきたが、政府は全額引き出しを廢

止する考えである。このように改正後は受給条件は悪くなることはあっても良くなることはなさそうだ。

9. 日本・スイス社会保障協定

2012年3月1日、日本・スイス間の社会保障協定が正式発効した。従来、スイスと協定を締結していない国の外国人（日本人を含む）は、スイス国外における年金受給ができなかった。このため、日本人が老齢・遺族年金（第一の柱である国民基礎年金AHVの部分）の保険料を1年以上納付した場合には、帰国後その保険料を還付として受給してきた。今後日本人はスイス国外においてもこの基礎年金を受給することができる（還付はなくなる）。逆に日本で加入してきた年金（厚生年金、国民年金）もスイスにて受給できる。